

法人 総合レクリエーション工房 チャイルドハート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 総合レクリエーション工房 チャイルドハートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府高槻市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、社会教育の推進に関する事業、子どもの健全育成に関する事業及びまちづくりの推進に関する事業を行うことにより、もって総合レクリエーション活動による余暇自立への寄与を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①健全育成事業(野外活動事業、レクリエーション活動事業)
- ②社会福祉事業(野外活動事業、レクリエーション活動事業)
- ③生涯学習事業(野外活動事業、レクリエーション活動事業)
- ④他団体への協力事業(野外活動事業、レクリエーション活動事業)
- ⑤まちづくり推進事業
- ⑥指導者養成事業

(2) その他の事業

①販売、出店

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(事業の運営)

第6条 この法人は、各事業を行うにあたり次の事項を遵守する。

- (1) 各事業の運営は、事故のないように配慮しなければならない。
- (2) 各事業の運営には、事業の責任者として事業長を理事会より置く。
- (3) 各事業の運営は、事業ごとに別に定める。
- (4) 各事業の運営には、正会員の意見を反映する。